

空き家等対策計画に基づく取り組みの経過について（令和２年度）

（令和３年１月１日現在）

１ 空き家等の調査

（１）空き家等に関する情報収集

- ・地域住民からの空き家等に関する情報の収集と助言・指導等を継続し、問題解決に努めている

	合計	対応済	対応中	未対応
空家等に関する情報提供	３５件	２８件	３件	４件
（内訳）樹木・雑草の繁茂	２２件	１９件		３件
ハチ駆除等	７件	７件		
建物・塀等	６件	５件		１件

未対応案件及び事由	４件
（内訳）①所有者等の不在によるもの	１件
②助言指導を行っても対応してもらえていないもの	３件

２ 空き家等の適切な管理の促進

（１）市民への情報発信

- ・空き家対策に関するパンフレットやシルバー人材センターのチラシを適正管理等の啓発のため、市民や空き家等所有者へその都度配布中
- ・空家等対策計画に基づく各種の取り組み（不良住宅空家の除却費用補助、空家発生抑制のための税の特例措置他）について、市ホームページにて周知

（２）専門家団体との連携・協力

- ・空き家の所有者等からの相談に対し、内容に応じて専門家団体を紹介し、問題解決を推進中

（３）地域の人材（高齢者）を活かした維持管理の仕組みの構築

- ・鳥栖市シルバー人材センターと連携・協力し、空き家の適正管理（巡回、樹木伐採・除草）を推進中

（４）早期アプローチ

- ・空き家対策に関するパンフレットを市民課（死亡届時）・税務課（相続人代表者選定時）と連携し、窓口等で配布・郵送中

３ 空き家等及び跡地の活用の促進

（１）空き家等の跡地の活用の促進に関する事項

- ・不良住宅空き家の除却費用の一部を補助への相談が今年度は１９件あり、うち不良住宅に該当する空き家が９件、このうち６件（５０万円×６件）を交付決定、うち３件除却済み
- ・全員相続放棄物件１件（立石町）について、相続財産管理人制度を用いて、当物件の売却、建物の解体・除却し、跡地の活用ができるよう、佐賀家庭裁判所に手続きを行い、認可が下り、不動産売買契約を締結済み。まもなく全ての手続きが完了となるため、終了次第、相続財産管理人を解任する。

（２）空き家等の活用の促進に関する事項

① 流通の活性化の推進

- ・空き家空き地バンク登録制度への登録申し込みが３件あり、佐賀県宅地建物取引業協会と登録に向けて調整をしたが、登録件数は０件となった。

【 参 考 】 申し込み件数及び登録件数の推移（ ）は登録件数

年 度	H 3 0	R 1	R 2	総 計
登録申し込み件数	４（１）	８（２）	３（０）	１５（３）